

【平成28年第3回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成28年10月17日 総務委員長 浜田 昌利

- 「議案第117号 川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」
 《審査結果》
 全会一致原案可決

- 「議案第128号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」
 《審査結果》
 全会一致同意

- 「議案第129号 川崎市土地利用審査会委員の選任について」
 《主な質疑・答弁等》
 * 議員の親族である選任予定者を他の選任予定者と別にして議案を提出することについて
 委員の選任においては、委員の構成等を含め、7人の選任予定者について一体として審議し、判断してもらいたいと考えたことから、1つの議案として提出したものである。
 《審査結果》
 全会一致同意

- 「議案第133号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」
 《審査結果》
 全会一致同意

- 「議案第134号 新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設（公共施設部分）の取得について」
- 「議案第135号 かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定期間の変更について」
 《一括審査の理由》
 いずれも新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設に関する内容であるため、2件を一括して審査
 《主な質疑・答弁等》
 * 事業用地の地代の設定方法について
 地代については、市が鑑定評価した結果を不動産評価委員会に諮り、委員会で決定した金額を入札説明書の下限額としたところ、下限額と同額を事業者が提案したものである。今後は事業契約の中でその金額を盛り込んでいく予定である。
 * 民間事業者への建設費や運営費の補助について
 民間部分の建設費や運営費について、補助金等の交付は行わない。

*** 事業者が倒産した場合等の対応について**

事業者が倒産した場合等であっても、事業者の一存で施設を第三者へ売却することは契約上できず、倒産等の場合には両者協議の上で対応する形で調整を進めている。事業者への定期借地権の期間は50年未満を予定しているが、期間満了の際には無償で市に施設を譲渡する規定を定めること等を視野に入れて調整を進めている。

*** 施設における武器等の製造に資する研究等の実施の可否について**

施設における研究内容について、関係例規に明文の規定はないが、本施設はインキュベーター施設であることから、具体的な研究の内容を入居審査書類で個々に判断していくことになる。入居条件には法令、条例及び規則等に違反するものや違反する恐れのあるものに該当しないことが定められており、違反するものとして地方自治法や自治基本条例に定められた住民の福祉の増進を阻害する場合、例えば、安全・安心を阻害するとき等が想定されるが、研究内容としてふさわしくないものについては、個々の具体的事案を多角的に判断していくことを考えている。

*** 中小企業の活性化対策について**

市内中小企業は、地域経済を支え、本市の発展に大きく貢献しており、今後も中小企業を支援することで、更に市が発展していくものと考えている。研究施設等については、施設が整備され、環境が整った後の対応が重要であると考えており、施設整備後、設備を活用したインキュベーション機能の充実や研究者、企業の集結により、オープンイノベーションを活発化し、中小企業を更に支援していきたいような拠点にしていきたいと考えている。

*** かわさき新産業創造センターから退居した企業に対する追跡調査の実施について**

かわさき新産業創造センターは、平成15年に設置されたものであるが、入居した企業は通常8年間で退去することとなっており、当初に入居した企業の退去から5年間の経過したことから、平成27年度に、退居した企業に対して、退居後の企業の展開等、追跡調査を実施した。

《意見》

* 近年、市が新産業創出事業等に大きく重点を置いていることに対し、製造業等の中小企業者から懐疑的な意見が寄せられている。施設整備はあくまでもハード面の整備であり、そこから様々なものを結び付け、発展させていくことや、市内における企業等の連携が鍵になると考える。川崎の将来にとって重要な事業であることを他の中小企業者からも理解できるよう努めてほしい。

《議案第134号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第135号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第138号 平成28年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*** 民間特別養護老人ホーム整備事業公募において応募事業者がいなかった理由について**

民間特別養護老人ホーム整備事業は、事業者が用意した土地の上に特別養護老人ホームを建設し、市が建設費を補助する事業であるが、今年度については事業者が適地を用意することができなかったことなどから、応募がなかったのではないかと考えている。今後については、市営住宅の一部等、市有地を活用するなどの取組を行い、今年度執行できなかった分を適切に執行できるよう努めていく考えである。

*** 町内会への防犯カメラの設置の今後の展開について**

町内会・自治会への防犯カメラの設置については、従来は県から設置者に直接補助がされていたが、近年の市内の事件等を踏まえ、県と協調し、市からも補助を行うこととなった。設置費のうち半分を県が負担し、残り半分の80%を市、20%を事業者が負担する仕組みとなっており、市内で40か所の設置について予算計上しているが、県から全ての箇所の補助が受けられるかについては、今後調整していくところである。

*** 商店街への防犯カメラの設置の補助の検討について**

商店街施設整備事業により、市内商店街には平成27年度末で306台の防犯カメラが設置されている。防犯対策事業としての補助の実施については、今後関係局と検討していきたいと考える。

*** 民間保育所保育士確保・人材育成事業の今後の展開について**

今回の増額補正に係る補助事業については、国の補助を活用し、保育士養成施設に通う者に対して、卒業年次に奨学金を貸し付け、その後本市の保育所等において5年間継続して勤務した場合に返還を免除するものである。本市は保育所整備を推進しており、保育士の確保に注力しているところであり、本事業だけでなく様々な補助金等を活用して保育士を確保したいと考えている。なお、潜在保育士の再就職の促進に係る施策については、事業の効果を検証し、保育士等の意見を聞きながら、今後も検討していきたいと考えている。

*** 私立幼稚園園児保育料等補助事業の今後の展開について**

国において幼児教育の無償化に向けた取組が推進されており、第二子以降における保護者の負担の軽減のため、本市においても補助事業費を増額するものであり、今後も国と歩調を合わせていくことになるものと考えている。

《意見》

*** 本補正予算にはマイナンバー制度に関わる経費が含まれており、市民にとって様々な問題やリスクのある同制度には賛成できないが、市民の切実な要求である私立幼稚園園児保育料等補助事業費、民間保育所保育士確保・人材育成事業費及び登戸地区土地区画整理事業費等も含まれていることから、本議案には賛成である。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第22号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願」

《請願の要旨》

所得税法第56条が早急に廃止されるよう、国に意見書の提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

我が国の所得税は、納税者自らが、税法に従って所得金額と税額を正しく計算して申告する申告納税制度を採用している。所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が、居住者の経営する事業から対価の支払いを受けている場合、これを事業所得等の金額の必要経費に算入しないとしており、この対価は支払いを行った居住者の所得に含めることと規定している。

第56条の例外規定については第57条に定められており、第1項に一定の帳簿等を備え、記帳を行うことによって事業と家計との分離を明確にすることができることを条件としている青色申告者に限り、その事業者の事業に専従する家族に支払った給与は必要経費に算入することが認められている。

また、第3項には、青色申告者ではない、いわゆる白色申告者の場合は、その生計を一にする配偶者、その他の親族で、白色申告者の経営する事業に専ら従事する者がある場合に、その事業専従者が配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円を限度として、その白色申告者の所得の計算上必要経費とみなすことと規定されている。これは、労働日数等一定の外形的な基準の下に専従者を認定し、概算的に一定金額を必要経費とみなすこととしているものである。したがって、青色申告とは異なり、事業専従者に支払う給与の金額の実額を必要経費として認めるものではない。

平成26年から全ての個人事業者に記帳義務が課せられたが、白色申告の記帳水準は簡易なものであり、青色申告については納税者の正確な記帳慣行の醸成を奨励する観点から、事業専従者給与の必要経費への算入が認められている。

なお、平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画の中で自営業等における就業環境の整備において、商工業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう税制等の各種制度の在り方を検討するとの内容が示されている。

また、女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するために設置された国連女子差別撤廃委員会の機能の中に、締約国から得た情報等に基づく勧告があり、同委員会は日本政府に対して、所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念するとの見解及び家族経営における女性の労働を評価し、女性の経済的エンパワーメントを促すため、所得税法の見直しを検討することを要請するとの見解が示された。なお、この国連女子差別撤廃委員会の見解に対して、政府は、所得税法第56条は性別を問わず適用されるものであり、女性の経済的な自立を損なうものではないとした上で、引き続き丁寧に検討していきたいと国会において答弁しているところである。

《主な質疑・答弁等》

* 国連女子差別撤廃委員会の勧告等に対する市の見解について

政府は、所得税法第56条は性別を問わず適用されるものであり、女性の経済的な自立を損なうものではないとしているが、国会等における指摘を受け、丁寧に検討していきたいと答弁しているところである。市としては、国会で成立した法律について考えを述べる立場にないが、総合的な部分においては、様々な観点から検討されるべき課題があると考え、国の動向等を注視していきたい。

*** 家族従業者の働きを経費として認めないことに対する市の見解について**

所得税法56条は家族従業者への支払い分を必要経費に算入しないと規定しているが、同法第57条の規定により、青色申告を行った場合には経費として認められることになっているため、合理性はあるものとする。

*** 市内における青色申告、白色申告の申告者数について**

平成28年度の市民税、県民税の当初課税においては、青色申告者数は約6万7,000人、白色申告者数は約2万6,000人であり、約7割が青色申告を選択している。

*** 約3割の申告者が白色申告を選択している理由について**

それぞれの事業者によって個々の事情があると考え、青色申告と比較すると白色申告の方が記帳等の手続が簡易であることから、白色申告を選択したことが推察される。なお、白色申告を行った事業者の中で家族事業者等の事業専従者控除を受けている納税者の割合は、全体の3%程度と少数である。

*** 白色申告と青色申告で課税の取扱いに差異があることに対する市の見解について**

白色申告についても青色申告と同様に記帳制度が整備されているが、簡易な記帳の制度であり、正規の簿記による帳簿の付け方ではなく、青色申告とは一定の差異があると考え。事業者はそれぞれの制度に基づいて申告を行っているが、白色申告であっても青色申告であっても正確な記帳が重要であり、市は法律に基づいて適正な課税を行うべき立場であるとする。

*** 小規模事業者の税負担の在り方について**

中小企業活性化条例にのっとり小規模事業者の支援のための取組は重要であり、事業者の実態に合わせた適切な制度の改善等が必要であるとする。白色申告者の中で専従者給与控除を受けている者の割合は非常に少なく、白色申告専従者控除の部分で大きな不利益を受けているとは必ずしも言えないとする。

《 取り扱い 》

- ・ 請願の願意は、税制上の仕組みの課題というよりも、女性の働き方の課題の是正であるとする。税制度の在り方についての検討は必要であるとするが、所得税法第56条を廃止することによって課題が解決するとは一概に言えず、様々な視点から議論をしていかなければ公平中立な税制度にならないとする。また、第56条に規定される配偶者の対象は女性だけではなく、第57条による例外規定があることから、国に意見書を提出する必要はないとするため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 国は女性が輝く社会というスローガンを掲げているが、日本の女性の地位と権利

の向上については、国際的に大きく遅れているというのが実態である。家族従業者の多くは女性であり、所得税法第56条があるために、女性が輝けるような社会になっていないと考える。また、税逃れの原因は申告の仕方にあるわけではなく、申告方法によって差別されることは不合理であると考え。第56条は時代錯誤の条文であるということは明らかであり、廃止に向けた全国的な流れもあることから、早急に廃止されるよう市議会として意見書を提出する必要があると考えるため、本請願は採択すべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択